

隣保館だより

第465号

2025年 3月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



はる ふうけい の や
春の風景 (野焼き)

あら め ば
新たな芽生え
さくもつ そだ たいせつ どじょう
作物を育てる 大切な土壌
ひと そだ たいせつ どじょう
人を育てる 大切な土壌
それは「人権」
え がお かんしゃ わす
笑顔・感謝を忘れずに
みんな で いっ ぽ いっ ぽ
みんなで一歩一歩
しあわ い
幸せに生きよう

こども基本法を知っていますか？

「人権の世紀」ともいわれる21世紀。しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、今もって子どもたちの人権が守られていない実情にあります。子どもとは、成長の過程にある者であり、大人と同様、子どもも人権を持っていることを誰もが認識しなければなりません。

2023（令和5）年4月、こども家庭庁の創設とともにこども基本法が施行されました。この法律は、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、大人になるまでの心や身体の成長をサポートしたり、子育てをする人たちへのサポートをしたりする「こども施策」を推進していくことを目的としています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと



2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること



3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言ったり、社会のさまざまな活動に参加できること



4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること



5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること



6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること



こども施策は子どもや親だけのものではありません。すべての国民が子どものことを考え、施策に協力し、子どもも大人もみんなが安心して暮らせる社会を作っていきましょう。また、さまざまな問題を解決し子どもの人権を守っていくためにも、制度だけでなく私たち自身の人権意識も養っていくことが大切です。

こども基本法について詳しく知りたい方は、こども家庭庁HPをご覧ください（二次元コードを読み込んでください）。



隣保館人権学習会

2月19日(水)に九重町隣保館において、「性的少数者の人権」をテーマに学習会を行いました。今回は、お悩みコンシェルジュ^{エンデネ}の布施順子さんをお迎えし、『「LGBTQ」ってなんなん？性的少数者を巡る状況から誰もが安心できる地域を考える』と題し講演していただきました。顔や性格が同じ人がいないのと同じで、性別も一人ひとりが違うということが当たり前に考えられ、悩みを感じている誰もが過ごしやすい世の中にしていきたいと改めて感じる講演でした。



〈アンケート結果(一部抜粋)〉

- ・まずは知ることから始めようと思いました。悩みを持つ人が話しをしてくれることがあれば、相手の話をしっかりと聞いていきたいと思います。
- ・悩みをもつ子どもたちに対し無理にあるべき方向を指し示すのではなく、子どもたちと一緒に悩みながら考えていく姿勢を大切にしていきたいと思いました。
- ・知識としてわかっていたつもりでしたが、まだまだわかっていない部分が多く、よくわかっていないから過度に恐れているのかもという気づきを得られたと思います。

九重町隣保館では、小学校6年生の社会科の授業で隣保館学習を行っています。その隣保館学習を通して、南山田小学校6年生の門脇結愛さんから嬉しいご意見をいただきましたのでご紹介します。

〈九重町に必要な隣保館〉

南山田小学校6年 門脇 結愛

私が未来の九重町に残したい場所は九重町隣保館です。隣保館は、いじめをなくそうといじめ解決の方法を考えています。人権啓発や部落差別などの解決に取り組んでくれているので、九重町には必要です。

私は、6年生の1学期に隣保館学習に行きました。そのとき、びっくりする一文がありました。それは、「ドウわは デテイケ くウキガ ヨゴれる」です。最初見た時は意味が分かりませんでした。調べてみると、それはとても許せないことだと思いました。そう書かれた相手がどんな思いになるか考えてないと思いました。

また、隣保館学習ではりんたくんとみらいちゃんというキャラクターに「人権」というひらがなが書かれていることも知りました。手話や人権に関する歌などで分かりやすく人権について考えることができました。私たちにとって隣保館は、人権について学習できる大切な場所だと思いました。

私たち6年生も今、いじめ問題を解決するために「いじめ防止サミット」に取り組んでいます。そこで、友だちの良いところを話したり、その取り組みを全校に広げたりしています。自分たちにできる人権の輪を広げていきたいです。

隣保館運営審議委員視察研修

2月21日(金)に福岡県の筑紫野市京町隣保館と、小郡市隣保館(大崎市民館)にて九重町隣保館運営審議委員視察研修を行いました。筑紫野市京町隣保館では、隣保館で行っている事業や差別事象が起きた後の対応、大人から子どもまでみんなで協力して対応してきたこと等を学習しました。小郡市隣保館(大崎市民館)では、近隣地域と協力した隣保館の取組み等について学習しました。

どちらの館も住民や子どもたちと協力・連携して事業に取り組んでいるところが印象的でした。今回学んだことを今後の隣保館活動に活かしていきたいと思います。



～DVD・書籍を購入しました～

九重町隣保館では人権啓発に関連するDVD、書籍、絵本などの貸し出しをしています。家庭や職場で観て、読んで、人権について考えてみませんか。お気軽にお越しください。



～DVDのタイトル～

- ・言葉があるから… - 無自覚の差別「マイクロアグレッション」 -
(国籍、性別、性的指向など日常に潜む様々な思い込みや偏見と向き合い、その人自身と向き合うことの大切さを描いている31分のドラマです)
- ・いつの間にか拡散 ネットに潜む部落差別
(投稿した動画に部落差別に関するコメントを寄せられたことをきっかけに、部落差別について勉強し、コメントを削除するために闘っていく21分のドラマです)

～本のタイトル～

- ・教科書をタダにした闘い
- ・ひとあしひとあし前へ
- ・2024年度版 全国のあいつぐ差別事件
- ・読みなおしの同和行政史
- ・待宵の水平社宣言
- ・〈寝た子〉なんているの？
見えづらい部落差別と私の日常
- ・きつねくんのひみつ ゆうきをだしてはなそう
- ・キミのからだはキミのもの
- ・「寝た子」はネットで起こされる!?
- ・35年目のラブレター
- ・トランスジェンダーQ&A
- ・ぼくは青くて透明で
- ・ことばが変われば社会が変わる

◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行事名
3月21日(金)	カラフルタイム
3月25日(火)	歌声サロン
3月27日(木)	ハッスルシルバーズ(たけのこ会)



月 日	行事名
4月8日(火)	パワーアップ教室
	編み物教室
4月10日(木)	ハッスルシルバーズ(チューリップ会)
4月11日(金)	生け花教室
4月15日(火)	編み物教室
4月22日(火)	歌声サロン

**本人通知制度に
登録しましょう**

事前に登録することで、第三者があなたの住民票等の交付を受けたとき、お知らせします。多くの方が登録することで、戸籍などの不正取得の抑止につながります。